

第2期第1回 横浜市税制調査会
議 事 録

日時：平成26年7月24日（木）
午後1時15分から午後3時00分まで
場所：横浜市庁舎 財政局会議室

第2期 第1回 横浜市税制調査会

平成26年7月24日(木)

午後1時15分から午後15時00分まで

横浜市庁舎 財政局会議室

税制課長 それで、定刻ですので、ただ今より、「第2期第1回横浜市税制調査会」を始めさせていただきます。それでは、まず、本日の会議の開会にあたり、定足数の御報告と会議の公開についてお諮りしたいと思います。

横浜市税制調査会運営要綱第6条第3項の規定により、調査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないうこととされておりますが、本日は、〇〇委員が所用により遅れていらっしゃるのとことですが、現時点で委員6名の御出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることを御報告いたします。

会議の公表につきましては、後程、座長の選任が終わりましたら、改めてお諮りさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に財政局長の鈴木より、御挨拶を申し上げます。

財政局長 今年4月に財政局長となりました、鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。前職では3年間、保土ヶ谷区長を務めておりました、地域でどういう自治が行われているかということを考えておりました。税のことについては、皆さんと一緒に勉強してきたいと、また、教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本年の3月に行われた税制調査会の議事録を見させていただきましたけれども、御審議をいただいた「地方税に関する平成26年度税制改正について」につきましては、平成26年第2回定例会におきまして議決を経まして、横浜市市税条例の一部改正案が平成26年6月5日に公布されました。厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例を定めておりましたが、今年度はその条例の改定時期となっております。本年度は、そのことについて御審議をいただくことになっております。

それからもう一つ、国では、地方間の財政力格差を是正する目的で法人住民税の一部国税化ですとか、それ以外にも諸々と話題が出ております。その中で実効税率の話題もありますけれども、色々な動きがあります。

新しい任期を迎える税制調査会において、こうした国の動向、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例など、課税自主権活用上の観点から御審議をいただき、御意見をいただければと思います。

活発な御議論を通じて、委員の皆さまからの貴重な御意見を頂戴できれば幸いです。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

税制課長 ただいま、〇〇委員に御出席をいただきました。ありがとうございます。

ここで、今回が初めて開催の会議となりますので、恐れ入りますが、〇〇委員から自己紹介をお願いしたいと思います。

(各委員から自己紹介)

税制課長 それでは次に、市側の事務局関係者について、自己紹介をさせていただきます。

財政局主税部長の鈴木でございます。申し遅れましたが、私、財政局主税部税制課長の川崎でございます。

続きまして、座長の選出をさせていただきます。

座長の選出につきましては、横浜市税制調査会運営要綱第5条第1項の規定により、委員の互選によるものとされておりますが、いかがでしょうか。

委員 前回は踏まえての話でしょうから、引き続き〇〇委員にやっていただけたらいいと思います。

税制課長 ただ今、〇〇委員を座長にとの推薦がございましたが、〇〇委員よろしいでしょうか。誠に僭越ではございます。お役にたてるように頑張りたいと思います。御指名いただきましてありがとうございます。

税制課長 それでは、〇〇委員よろしくお願ひいたします。

続きまして、座長の職務代理者を定める必要がございますが、運営要綱第5条第3項に基づき、あらかじめ座長が指名する委員が務めることとされています。

座長、いかがでしょうか。

座長 はい。いつもながら、職務代理などという言葉をつけること自体大変僭越で大変失礼でございます。本当に長くお付き合いしていて、心の底から信頼しております、私以上の素晴らしい人格者だと思っております。引き続き〇〇委員にぜひお願ひしたいと思っております。

委員 わかりました。

税制課長 それでは、〇〇委員にお願いします。

続きまして、林市長からの諮問でございますが、鈴木局長から座長に対して、諮問書をお渡しします。

鈴木局長 読み上げさせていただきます。

平成26年7月24日横浜市税制調査会座長様。横浜市長林文子。

貴会に下記の事項を諮問します。1. 諮問事項「横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について意見を求めます」。

2. 趣旨でございますが、「本市では、これまで「横浜みどり税」や「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例」を初めとする、政策目標の実現に向けた課税自主権の活用を行ってきているところです。

一方、平成26年度税制改正大綱では、「地方・地域の元気なくして国の元気はない」という考え方の下、魅力あふれる地域を作ることができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の確保に努めることとされています。また、更なる法人住民税の一部国税化や実効税率の引き下げなど、現在国において税制改正の議論がされています。

このため、本市としては、こうした国の動きも踏まえ、課税自主権の活用上の考え方などについて、意見を求めるもの」でございます。よろしくお願ひいたします。

座長 謹んでお受けいたします。横浜市と横浜市民のために頑張らせていただきます。

税制課長 それでは、先ほど保留にさせていただいておりました会議の公開についてですが、要綱第8条の規定により調査会の会議は公開するものとするものとされておりますが、これにかかわらず、要綱第10条の規定により、調査会の会議の全部または一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。

座長、いかがいたしましょうか。

座長 今回は、答申のまとめの最終段階でもございませんし、非公開にする理由はございませんので、公開にさせていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。それでは、公開でお願ひいたします。

税制課長 それでは早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行は座長にお願ひしたいと存じます。座長よろしくお願ひいたします。

座 長 それでは、改めてどうぞよろしくお願いいたします。先生方お忙しい時期かつ梅雨明けで大変に夏バテしそうな気温でございますけれども、お集まりいただきましてありがとうございます。市長からいただいた諮問に従って、よりよい答申をまとめていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

諮問の中に様々なものが入ってまいります。本日は特に2つ議題に上っております。一つ目は、次第でございますように、企業立地に関わるもの、もう一つは地方法人課税のあり方となっております。まず、この順番に従って進めさせていただきます。

税 制 課 長 議題1あるいは議題2について御議論いただくうえで、本市の財政状況について御理解いただくことが必要だと思っておりますので、まず、26年度予算の概要等について情報提供させていただきます。

お手元「資料1」につきまして、財政局財政課より御説明いたします。

座 長 本日の議題のいずれについても我々常に申し上げますけれども、税ありきということではないので、財政状況だけでは足りないとは思いますが、一番基盤になる財政状況の把握をした上で二つの議題に取り組んでいきたいと思っております。それでは、お手元「資料1」につきまして、御説明お願いいたします。

財政課担当課長 よろしくお願いいたします。財政局財政課担当課長をしております影山と申します。財政の現状部分につきまして、今年の1月に公表をしております「平成26年度予算案について」を使って御説明させていただきます。

ページをお開きいただきまして、3ページ4ページでございます。まず、26年度予算のポイントという形で御説明させていただきたいのですが、その前に、26年度の位置づけでございますが、26年度から29年度にかけての本市中長期計画を現在作成中でございます。それを今後お示ししていくわけですが、その中期第1年目ということで、26年度予算につきましては、書かせていただいておりますとおり、中期の初年度という位置づけで、まずは、横浜市として第一歩を強く踏み出すという姿勢で施策を推し進めていくということを目指すということで書かせていただいております。そのメニューといたしまして、中期計画の基本的方向性ということで公表させていただいておりますが、それを具体化することということで、4本柱がございます。一つ目は、「人を元気に」ということで、あらゆる世代が力を発揮し健康づくりで横浜を元気にしますというところで、子育て支援でございますとか、女性・若者・シニアの支援、あるいは活力ある横浜を創る健康づくりといったメニューの一つ考えております。二つ目は、「豊かな未来に」ということで、元気な経済と環境を両立し市民生活を豊かにしますという所で、成長・発展分野の強化、エネルギー循環都市の実現、中小企業の支援、身近な水・みどり・農の充実ということを挙げさせていただいております。続きまして、4ページに行ってくださいまして、「魅力を創る」ということで、国内外の人や企業を惹きつけるまちへ横浜を再生しますという所で、都心臨海部の魅力向上、国際観光MICE都市の推進、文化芸術創造都市の推進、郊外住宅地の再生というものを挙げさせていただいております。最後にまとめといたしまして、「強さを備える」ということで、未来を支える都市基盤と強靱な防災力を備えますというところで、強固な都市インフラの構築、自助・共助の推進、国際競争力のある港の実現、燃えにくいまちの実現ということで、これらを目指す予算としてやらせていただいております。こういったものを、次に公表させていただく、中期計画の具体的なメニューとして、今後三年間でこれらを実現するというところで本市の財政としても施策の推進をバックアップしていくという形になります。

その一方でございますけれども、5ページに進んでいただきまして、こういった施策の推進というのをやっていく上で、厳しい財政状況というものを勘案していくと、不断の行

財政改革というものをやっつけていかなければならないと考えておりました、それを26年度予算を編成する中で、厳しく見ていきました。そうしたことから、1番にございますけれども、厳しい財政状況の中での不断の行財政改革を推進しますということで、特に行政内部経費を中心に、事業の見直しや経費縮減に取り組ましました。その結果としましては、26年度予算では、108億円を効果額として見込んでおります。内容といたしましては、徹底した事業見直し、事業手法の工夫ということで、先ほどから申し上げておりますとおり、内部管理経費ということで、職員退職手当の引下げでございませうとか、住居手当の段階的廃止など市役所全体できちんと内部経費を見直したということでございませう。その他、民間にできるものにつきましては、民営化を進める、または民間業者に委託をするなど行ってまいりました。また、その下にありませうとおり、外郭団体改革の取組ということで、横浜市の外郭団体に対する財政支援等につきましては、まずは団体等が持っている基金等を活用していただくことを考えて補助金を削減する、あるいは無利子貸付や委託料についても見直しを実施してまいりました。そうしたことから108億円の効果額を見込んでおります。その上で、施策の推進と財政の健全性の維持を両立するという観点から下に書かせていただいておりますけれども、財政面としてもマクロの数字でコントロールしていくということを考えております。その観点から、一般会計に対応する借入金残高の縮減というところに10年間にわたり取り組んできましたが、これにつきましても、着実に縮減を進めていくところで、26年度末見込みで対前年度比672億円の縮減を考えております。また、これは26年度予算だけではなく、中期的な26年度から29年度という期間を考えて、計画的な市債の活用というものを行いつつ、施策の推進を行っていくというものを案として考えさせていただいております。具体的な考え方につきましては、今後、中期計画をお出ししていく中で、確認させていただければと考えておりますけれども、そうした計画的な市債計画ということを踏まえて施策の推進と財政の健全性の維持の両立に向けた中期的な視点からの財政運営を考えさせていただこうとしたものが、今回の26年度予算となっております。

具体的にどれくらいの予算規模かというところが6ページにございませう。(2)各会計の予算規模になりますけれども、26年度の一般会計の予算規模は、1兆4,182億円ということでございませうと、前年度の土地開発公社負担金1,383億円を除いたベースの1兆3,986億円と比べると1.4%増のプラス予算で施策の推進を押し出させていただいております。一般会計、特別会計、公営企業会計を足しまして26年度では、3兆5,153億円となっておりますと、こちらも対前年度で7.5%増と見込まれております。これにつきましても、注の2にございませうとおり、公営企業会計及び総計の26年度下段括弧内は、地方公営企業会計基準の見直しに伴う退職給与引当金の計上等の影響額を除いたものでございませうので、純粋な額といたしましては、3兆3,640億円ということになりまして、これでみたとしても、対前年度比で2.8%増額ということが見込まれております。また、この26年度予算でございませうが、表の下にございませうとおり、新たな中期計画の初年度であることから、「新たな中期計画の基本的方向」の内容を踏まえて編成をおこなってきました。こうしたことから、本市の公共投資にあたる施設等整備費を中心に、25年度2月補正予算と一体となった、いわゆる15か月予算として編成を行っておりますと、一部必要な事業につきましては、25年度2月補正でも計上しておりますと、こうした全体としての施策の推進の観点を踏まえた予算編成を行わせていただきました。

具体的に今申し上げた予算規模の内訳でございませうけれども、少しページが飛びませうけれども、歳入の方といたしまして、37ページをお開きください。今回こちらの方で主に議論していただく市税の観点がまず載っておりますけれども、これにつきましても、市税収入ですけれども、25年度当初実収見込み額に比べて179億円増の7,193億円となっております

て、個人市民税は、給与所得の納税者数の増加などにより 27 億円の増、法人市民税は、企業収益の回復傾向を受けた法人税割の増などで 110 億円の増となっておりまして、本市の市民税均等割の超過課税である横浜みどり税は、21 億円を見込んでいたというのが 26 年度の市税の概要でございます。

続きまして、市税以外の部分につきましては、おめくりいただきまして 39 ページでございますけれども、一般会計歳入の内訳という形で記載させていただいております。その他大きいものとして、地方交付税が、普通交付税ということで 220 億円、特別交付税ということで 10 億円、計 230 億円計上させていただいております。これと連動する形で、市債のうち臨時財政対策債につきましては、690 億円、広義の交付税ということで、この二つを合わせたものを計上させていただいております。また、県税交付金でございますけれども、こちらにつきましては、消費税率引き上げに伴う、地方消費税交付金の増などにより、67 億円増の 582 億円となっております。国・県支出金につきましては、国庫支出金の方が、街路整備費補助金の増、障害者自立支援給付費等負担金の増がある一方で、地域の元気臨時交付金ということで、国が補正で付けたのですが、これが皆減になりましたので、結果といたしまして、16 億円増の 2,306 億円となっております。県支出金としましては、国民健康保険基盤安定負担金増など 9 億円増の 534 億円となっております。市債につきましては、先ほど申し上げさせていただいたとおり、今後中期計画をお示しさせていただく中で、御説明させて頂こうと思っておりますけれども、中期的な視点に立った市債運営の第一歩といたしまして、今回 1,400 億円ということで計上させていただいております。以上が歳入でございます。

一方の歳出でございますけれども、40 ページの一般会計予算経費別総括表を御覧ください。人件費につきましては、職員定数の削減ですとか、退職給付手当の減などがございまして、全体で 31 億円減の 2,038 億円となっております。扶助費につきましては、社会保障給付費の増ということを踏まえてございまして、全体で 157 億円の増の 4,159 億円となっております。公債費につきましては、25 年度に第三セクター等改革推進債を発行したこと等により、80 億円増の 1,875 億円を計上しております。続きまして、行政運営費につきましては、中小企業制度融資事業の預託方法の一部見直しによるなどによる減がございまして、102 億円減の 2,372 億円となっております。続きまして、施設等整備費でございますけれども、これにつきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、施策の推進という観点から、国において経済対策の補正予算が編成されたことを踏まえまして、26 年度に予定していた道路の整備や市立学校の耐震対策などの一部を 25 年度 2 月補正予算で計上しつつ、きちんと 26 年度予算で計上するというので合計で 2,000 億円を計上させていただきました。それが三角括弧の 2,000 億円という数字です。そのうち 26 年度に計上しているのは、1,835 億円となっております。以上、歳出の概要でございます。

こうして予算を組ませていただいているのと並んで議論が高まっている、社会保障・税一体改革の部分につきまして少しだけ補足させていただきます。31 ページをお開きください。こちらにつきましては、既に御案内を行っていると考えておりますけれども、消費税率の引上げと社会保障の充実・安定化というところで、国として、段階的に消費税率を引き上げていくとしております。今回消費税率が 8% に引き上げられまして、これにつきまして、この部分のところですが、消費税率 8% への引上げに伴う増収見込みというところで、本市としまして 26 年度では 50 億円を見込んでございまして、27 年度以降、この 8% が平年度化されたところで、全額として 240 億円というものを見込んでおります。消費税率引き上げに伴う増収分でございますけれども、ウの部分でございますとおり、国の方では、消費税率の引上げに伴って、全体で 5 兆円の増収があった中、社会保障の充実に 0.5 兆円、

社会保障の安定化に 4.5 兆円を充てるという、このような割合が示されておりますけれども、こうした中、各自治体に対しては、消費税の増収分については、社会保障 4 経費その他社会保障経費に要する経費に充てることとなっております。本市としましては、社会保障の全体の中でまんべんなく付けていくという形で社会保障の財源としてこの消費税増収分を充てていくという形にさせていただいております。

その施策を簡単にお示ししているのが、32 ページの (イ) の本市予算の状況になります。

続きまして、最後になりますけれども、これまで申し上げました、26 年度予算というものを投影いたしまして、後年度の影響という形で、最後に見通しを御説明させていただきたいと思っております。それが、101 ページ 102 ページでございます。これまでも、本市におきましては、予算公表時に後年度の試算というものでお示しさせていただいておりますけれども、今回先ほど申し上げております中期計画の初年度ということで、実際の見通しにつきましては、中期計画が定められる中で、中期計画期間中の見通しにつきましては、きちんとお示しさせていただこうと思っておりますけれども、まず、26 年度当初予算を踏まえた直近の 27 年度の推計という形でお示しさせていただいたのが、右の推計でございます。この推計をした結果でございますけれども、実際には、歳出の伸びが増える一方で、歳入の伸びが限られてきておりまして、そうした状況を踏まえると、収支不足ということで、▲310 億円、というのが見込まれております。その下に、仮にですが、27 年度と同程度の水準で 29 年度まで推移した場合は、掛ける 3 ということで、▲900 億円程度の収支不足が見込まれます。本市としまして、今後厳しい財政状況が見込まれる中でどのように歳入の確保でありますとか、歳出における効率化ができるかというところが財政としては課題であると認識しております。以上、長くなりましたがよろしくお願いたします。

座長 はい、簡潔に御説明いただきありがとうございました。いま、御説明いただいたところについて、御質問があればお出しただければと思います。特に、いわゆる消費増税に伴う地方法人税の創設、税源交換論の所については、後程改めて議題となっております。そのこの部分は後回しにして、何か一般的な所で、御質問があればお出しただければと思います。

委員 震災対策事業の財源とするための個人市民税均等割の引上げについてですが、税収の部分ですとか、具体的な用途について、お分かりになればお願いしたいのですが。

税制課長 26 年度予算につきましては、8 億円です。次年度以降は、10 億円程度と見込んでおります。

用途につきましては、27 年度までに実施する事業の財源として活用する市債の償還財源に充てることとしております。

座長 外にはいかがでしょうか。

委員 31 ページと 32 ページの御説明の所で、社会保障・税一体改革のところですが、横浜市の場合 26 年度の地方消費税の増収見込みが約 50 億円ということで、それに対して社会保障の増額ですが、32 ページで見ますと、四角囲みしたところで、25 年度の予算が 1,845 億で、26 年度の予算が 1,915 億円で、70 億伸びていますが、地方消費税の増収見込みよりも社会保障の伸びは 70 億でそちらの方が上回っているという理解でよろしいでしょうか。

財政課担当課長 両者を単純に比較するというよりは、まず地方に対してどの部分の充実に充てる、どの部分の安定化に充てるという具体的な部分は示されておられませんので、増収分全て充実に充てるとしたら、全額が歳出増につながるのですが、例えば安定化というところで、これまで借金で賄っていた部分というものを補うという形にすると、歳出増とはならず、本市として安定的な社会保障制度を構築するというに繋がることとなります。そうしたことを踏まえた結果としまして、全体で、増収分につきましては、社会保障 4 経費その他

社会保障施策に要する経費に計上させていただいておりますけれども、社会保障4経費の事業費で言いますと、3,204億円の財源として使わせていただくという整理でございます。

委員 必ずしも対応しないということですか。

財政課担当課長 つまり、増収分が全て歳出の増につながるという訳ではないです。そのように示されておりませんので、あくまでも充実というところがあれば、安定化という所もございまして、そのようなことも踏まえて、社会保障の財源として使っていくということで今回整理させていただいております。国からは、そのように社会保障4経費プラスその他社会保障の施策に要する経費に使っていくようにと示されております。

座長 なかなか難しいですね。そもそも国のベースの話では、地方財源を減収させないようにしましたという説明がありながら、実はあつてないし、目的もはっきりしないし、国全体として消費増税どこにいつてしまったんでしょうという、皆さんが思っているとおりです。おかしいのであれば言っていかなければいけませんから、重要な点だと思います。引き続き機会があれば、消費税・地方消費税、後程議論のある交付税財源を含めて消費増税ってなんなのかと議論したいと思います。

委員 震災対策事業の財源とするための個人市民税均等割の引上げ分についての使い道は説明しなくても良いんですか。基本的には防災に使わないといけないという建前になっていますよね。それと、退職金の部分も増収になっていますよね。その分の見合いで基本的には防災に備える施設整備に使わないといけないと説明しないといけないと思います。きちんと説明していかないといけないと思います。ただ、各市で、そこが一番問題になっていて、きちんと目的税的に使わないといけないんだけれども、そこが使われていないような気がします。10年間ありますが、10年間どうするんだろうとなりそうな感じがします。

座長 横浜市が東北にふるさと納税するのかなと思ってしまいました。

委員 いや、横浜の防災のための施設整備に使っていかないといけないんです。

主税部長 補足させていただきますと、震災対策事業の財源とするための個人市民税均等割の引上げ分の使い道については、減災・防災のための事業を行うための起債の償還財源に充てるということになっております。事業のメニューにつきましては、手元に資料がございませんが、市会を通じて既に公表しております。

財政課担当課長 基本的には耐震補強工事ですとか、消防の関係で緊急災害時の対応に使わせていただいております。その財源として市債を使わせていただいているのですが、その償還というのが、今おっしゃっている個人市民税均等割の引上げ分の用途となっております。このギャップを埋めるための市債発行となってしまっているということです。

委員 「しまっている」というより、そのような使い方をするのはいいと思います。そこをそのようにきちんと災害と合わせて使っていますよと説明をきちんとしなくてはいけないと思います。500円取りますので、市で500円、県で500円取っていますので、きちんとつじつま合わせて、説明をしていかないといけないと思います。これは10年間続きますので、きちんとやっていかないと、横浜市ですらきちんとやっていない、ということになってしまいます。

財政課担当課長 そうですね。税の趣旨といいますか、役割というのはきちんと我々としましても説明させていただきます。

座長 このことについて言うと、我々みどり税にあれだけ時間をかけてやってきて、ようやく合理的な超過課税をやってきました。一方、国から言われて一律に全国で安易に増税するというのはいかがなものかと思ってしまう。ということは言っておきたいと思えます。

委員 102 ページのところ、教えていただきたいところがあるのですが、25 年度 26 年度 27 年度の予算が出ていますが、27 年度の一般財源を見ると、300 億くらい少なくなっているのですが、なぜかとみると、地方交付税が一番大きく下がっています。あと、県税交付金等も落ち込んでいると思うのですが、このあたりどういうことを教えていただきたいと思います。

財政課担当課長 地方交付税につきましては、左側に書かせていただいているのですが、26 年度見込額から過年度精算分としてあったものを控除した額を基に、市税収入等を踏まえて試算をしております、その過年度精算分がガクッと落ちた形になっております。そこが断絶した形に見えてしまっているのですが、そのような状況になっており、大幅な落ちというように見えてしまっている状況になっております。

委員 市税も落ちていますが、これは何か理由がありますか。消費税増税とかの影響を考えて 7,180 億円と見込んでいるのでしょうか。

税制課長 27 年度の市税につきましては、固定資産税の減収が主な要因となっております。27 年度は評価替えがございます。県税交付金につきましては、自動車取得税交付金がすべて廃止されるというような税調の議論を加味したものです。

座長 今のところについてみますと、一様に収入の方が厳しい見込みをたてられているところになるかと思えます。折に触れて必要であれば、御説明をお願いいたします。

それでは、議題二つあるうちの一番目に入っていきたいと思えます。横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例についてということで、企業誘致、あるいは企業立地については、この税制調査会の前身の税制研究会の時から繰り返し御相談をいただいて、御審議をさせていただいてきたところであり、効果があるのかないのかといった点も含めて、かなり厳しい目を向けてきたつもりです。というのは、なかなか日本全国をみても、経済活性化という名前がでるとなんでも通りそうな勢いの御時世にありますので、逆にきちんとやはり租税を使って企業誘致を行うのであれば、どのような効果があって、目的は何にあるのかというところをはっきりさせたいというのが真意でございます。我々も横浜の活性化・経済活動の活発化には、大賛成を致しているところですので、また、今回も厳しい目を向けながらも、どうやったらうまくいくんだろうかなというところを御一緒に考えさせていただければと思えます。本日は、まずは資料に基づきまして、経済局の方から御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

成長戦略推進部長 経済局成長戦略推進部長の室園と申します。本日はよろしく願いいたします。座長からございましたように、平成 16 年度に、この制度を創設してから、2 回の改定にあたりまして、先生方にはいろいろと御議論していただきました。本当にありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。本日の資料につきましては、先ほどもありましたように、これまでの企業誘致の実績、それから税収効果等について、御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

誘致推進課長 経済局誘致推進課の渡辺と申します。よろしく願いいたします。

それでは企業立地における税制の改正について、企業立地促進条例に関しまして、説明させていただきます。お手元の資料の 2 又はスクリーンの方を御覧いただければと思っております。

まず、最初のスライドについてでございますが、本市における企業立地施策の位置づけということで、当課が担当をいたします企業立地につきまして、こうした計画にどのように位置づけられているかという点からまず説明させていただきます。本市の計画の体系でございますけれども、このピラミッドの頂点でございます基本構想につきましては、市政運

営の根本となる指針ということで、概ね平成 37 年までを展望してございます。その下に中期計画といたしまして 4 か年度の実施計画という形で計画されてございます。そしてその一番下のところに、各区局の各年度における目標や取組といたしまして、運営方針というものを設定させていただいております。

次のスライドにつきましては、それぞれの計画につきまして、企業立地がどのように記載されているかという点について御説明したいと思います。

まず、基本構想でございますが、「新たな活躍の場を開拓する活力創造都市」という項目に基づきまして、赤字の部分を読み上げさせていただきますと、都市間競争が厳しくなる中で、横浜から新たなビジネスチャンスと企業活動を生み出すことにより、国内外から企業の集積を進め、多くの人に活躍の場を提供していきます。また、新しい就業の場の創出により、横浜は人も企業も躍動する活力あふれる都市を目指します、となっています。次の中期計画でございますけれども、現在策定中でございます。本年 1 月に示されております基本的方向という中で、文言でございますけれども、その中では赤字の部分、国内外からの企業誘致の促進、そして市内企業が様々な活動の中で、元気に活躍できる仕掛けづくりが必要と記載してございます。また、基本政策、施策の 20 の中の経済成長分野の育成・強化という中では、成長・発展分野について、エリア・対象を明確にした戦略的な企業誘致を推進します、となっています。

また、参考でございますが、平成 26 年度の経済局の運営方針の中では、企業誘致の促進ということで、企業立地促進条例による助成、また、その他いろいろな活動によりまして、積極的に企業誘致活動を行っていくという記載でございます。

次に推進体制でございますけれども、横浜市企業等誘致推進本部という組織がございます。3 番目に書かれている目的でございますが、横浜経済の活性化、高度化の推進でございます。所掌事務といたしまして、記載のとおり、企業誘致の基本方針に関する事、企業誘致促進のための支援策等に関する事、企業立地促進条例に規定する企業立地等事業計画に関する事となっております。組織といたしましては、経済局を担当する副市長を本部長といたしまして、その他の 2 人の副市長による副本部長、本部員といたしまして、政策局長、財政局長、経済局長などの部員で構成する会議となっております。その下部組織といたしまして、みなとみらいなどの大規模開発を担当する大規模開発部会、あるいは再開発部会、産業開発事業部会、審査部会となっておりますが、この審査部会では企業立地促進条例に基づく事業計画の審査をさせていただくということになります。

次に（２）推進体制ということで、企業立地の誘因条件の中で、まず左側の都市の総合的魅力ということで、横浜市の持つアクセスの良さ、地価等のコスト、生活環境、産業集積、こうした内容で企業等誘致推進本部におきまして、全庁的視点から企業立地の基本方針を検討してまいります。また、右にございます、優遇措置による付加価値ということで、助成金、税制の活用ということで、やはり本部会議において支援策を検討してまいります。税制につきましては、こちらの税制調査会の方に御相談をさせていただくということでございます。そうしたことを受けまして、企業立地促進条例の適用期間終了後の制度設計につきまして、検討しているところでございます。

その次は、企業立地促進条例の概要でございます。まず目的でございますが、企業立地等の促進を図り、併せて、市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与することとなっております。支援対象といたしましては、事業所の新規立地、工場等の建て替え・増設、賃貸施設へ移転するテナント等でございます。また、概要でございますけれども、特定地域ということで、右側のブルーの部分で示している地域で、一定の条件を満たす事業計画を実施するものを認定し、市税の軽減と助

成金の交付を実施しております。特定地域につきましては、スライドに記載の9地域を指定させていただいております。また、現行条例の適用期間としては、平成24年4月から平成27年3月までという形になっております。

次に、企業立地促進条例の変遷ですけれども、まず、平成16年度から20年度までの第1期の条例につきましては、自社ビルの建設等、賃貸ビルの建設という2つの制度からなっております。いずれも助成金は上限50億円、助成率10パーセント、また、税軽減につきましては、固定資産税・都市計画税ということで、5年間、2分の1という形にさせていただいております。また、平成21年度から平成23年度までの第2期条例につきましては、自社ビルの建設等はそのまま残っておりますけれども、第1期で受け皿ができましたので、今度、第2期からはテナント助成という形を新たに作っております。自社ビルの建設等につきましては、助成金は上限20億円、助成率は機能によりまして8から10パーセント。税軽減につきましては、固定資産税・都市計画税相当額の2分の1を5年間となっております。また、テナントの助成金につきましては、法人市民税の2分の1の相当額。それを3年間、上限は、年1億円という形で助成させていただいております。次に平成24年度から平成26年度までの第3期、これは現行条例でございますけれども、自社ビルの建設等とテナントという形で2つのカテゴリーからなっております。自社ビルの建設等につきましては、助成金上限30億円、助成率6から15パーセント、税軽減につきましては、固定資産税・都市計画税相当額の2分の1を5年間となっております。また、テナントにつきましては、助成金は法人市民税相当額を4年間ということで、上限は年1億円となっております。そうしたことを受けまして、平成26年度で現在の条例が終了となりますので、平成27年度以降の施策の検討をしていきたいと考えております。

ここからのスライドにつきましては、これまでの実績と成果の検証となっております。

まず、条例の認定実績でございますけれども、平成16年度から平成25年度までで92件となっております。総額約4,900億円の投資を誘発しております。第1期につきましては、本社・研究所・事務所、賃貸ビル、工場・研究所等合わせまして56件、第2期につきましては24件、そして現在の第3期、平成24年度から平成25年度末までになってございますけれども12件ということで、合計92件となっております。

次は、条例を活用いたしました主な立地企業につきましては、簡単に御説明させていただきます。第1期につきましては、56件でございますが、業務系につきましては、日産自動車の本社、富士ゼロックスの研究所、ODK、三井不動産の賃貸ビル、また、工業系につきましては、三菱レイヨンの研究所、東京ガスの研究所、タツノの研究所と工場、日産自動車横浜工場での工場の新設など、第1期につきましては、かなり大規模投資というものがなされておりました。第2期につきましては、ここからテナント助成が始まったわけでございますけれども、大規模投資がだいぶ減ってまいりまして、業務系につきましては、富士ゼロックス情報システムの本社、ジョンソンコントロールズの本社、レノボジャパンの研究所等をテナントとして誘致しております。また、工業系では、日立製作所の研究所、ジョンソンコントロールズの本社、東芝の事務所というような形になっております。次に第3期でございますけれども、さらに大規模投資が減ってまいりまして、住友スリーエムの本社、PFU、ファーウェイジャパンの研究所等をテナントとして誘致しております。工業系につきましては、テインの本社・研究所、服部板金工業の本社・研究所、日清オリオグループの工場というような形で誘致しております。

次は、これまでの実績と成果検証の中で、まずは雇用の創出と市内企業の事業機会の拡大ということでございます。雇用状況につきましては、事業開始前に比べまして、約28,000人の雇用増となっております。開始前13,722人が41,942人になりましたので、増分が

28,220 人です。その 41,942 人のうち、約 39.4 パーセントの 16,530 人が横浜市民となっております。次は、市内企業への発注状況でございまして、認定した新規事業により受注機会が増大していることを示してございます。まず、建設等につきましては、業務系・工業系合わせて 90 パーセント程度の契約をしていただいております。事業活動につきましては、原材料調達とか物品購入等でございますけれども、業務系・工業系合わせて 18.9 パーセントという数字になっております。

次は、税収への効果というところでございます。支援額と税収額の推移ということで、単年度収支でございまして、こちらにつきましては、前提条件としまして、平成 25 年度末の認定件数 92 件の推計となっております。また、平成 27 年度以降につきましては、法人市民税は変更後の税率で計算してございまして、税収は、固定資産税・都市計画税・法人市民税・事業所税の 4 つで試算させていただいておりますけれども、その棒グラフに記載のとおり、平成 23 年度につきましては税収額が 36 億円、支援額が 35 億円ということで、税収額が支援額を上回って、以降はプラスで推移するという推計が出てございます。次の図は累計収支でございまして、同じ条件のもとで、4 つの税について計算いたしますと、平成 27 年度につきましては、税収額で 281 億円、支援額で 276 億円ということで、支援額が上回るという形になっております。次は、こちらは参考という形で、本日お示しさせていただいておりますが、今までの 4 つの税に個人市民税を加えて積算をしてみました。前提条件は先ほどと同じですが、一番下の個人市民税の試算というところでございますが、先ほど雇用増の中で、平成 25 年 12 月の数字で、16,530 人が市民ですと示させていただきました。ただ、実際に市民を新たに雇用していただいた、あるいは、新たに市民として入ってこられた方、そこまでは把握できておりませんので、その記載にございますように半分ぐらいが、新たに企業に雇用していただいたり、新たに市民として入ってこられた方と推計して、換算させていただきました。そこに 1 人当たりの個人市民税の平均額をかけて、計算をさせていただきますと、平成 22 年度で税収額 23.6 億円、支援額 23.4 億円という形になってございます。下に参考として、累計収支も、5 つの税にわたって、平成 24 年度につきましては税収額が 148.8 億円、支援額 148.5 億円ということで、一応上回るという積算をさせていただきます。あくまでも参考です。

次のスライドは、これまでの認定事業者様の声という形で資料を作らせていただいております。これにつきましては、認定事業者が投資・移転の決定にあたって、特に重視したことはなにかということアンケート調査させていただきました。まず上のほうでございまして、こちらは取得型としまして、市の立地助成金・税軽減が良かったという回答が一番となっております。続きましてアクセスの良さ、それから従業員の通勤の便、それから顧客との近接性、人材確保のしやすさ、というような順番になっております。また、下のテナント型につきましては、市の立地助成金・税軽減が一番となっております。その次にコストの低さ、顧客との近接性、アクセスの良さと続いてございます。次も、これまでの成果検証として、助成金と税軽減に関する認定事業者からの主な意見という形で記載させていただきます。まず、初期投資が大きいため助成金の方が負担軽減には有効、助成金は支援額が明確でインパクトが大きい、助成金は課税されるため税軽減の方が良い、税軽減は部門採算の管理面で有利という、助成金と税軽減それぞれでメリットがあるという御評価をいただいております。また、参考に神奈川県支援策としまして、本市の不均一課税と連動して不動産取得税が軽減されるという制度もございまして、2 番目の対象不動産のところを読みますと、市町村が固定資産税を 3 年分以上にわたり、免除し、又は 2 分の 1 以上軽減を行った場合には、知事が指定した区域内において取得されたものにつきましては、税額の 2 分の 1 に相当する額を減免するという制度がございまして、

次は、企業を取り巻く現状としまして、他都市との比較を示してございます。支援制度につきましても、他都市も制度を整えておりまして、非常に都市間競争が年々厳しくなってきました。まず、取得型を御覧いただきますと、東京都につきましても、助成金はありません。税軽減につきましても、実効税率を5年間35.6パーセントから26.9パーセント、固定資産税・都市計画税を3年間ゼロということで、特区の適用と東京都独自の減税ということで対応をしています。また、川崎市につきましても、投資額に対して10パーセントの助成、上限額が10億円。相模原市も投資額に対して10パーセントの助成、上限額10億円、そして、税軽減は、固定資産税・都市計画税2分の1が5年間。千葉市につきましても、固定資産税・都市計画税相当額を助成という形で、25億円。浜松市につきましても、土地取得費に対し20パーセント、建物投資額に対し10パーセント、固定資産税・都市計画税・事業所税相当額の助成ということで、上限額38億円というような助成をされていると聞いております。大阪府の特区につきましても、法人府民税・法人事業税・固定資産税・都市計画税・法人市民税・事業所税5年間ゼロ、プラス5年間2分の1とされているそうです。併せて、不動産取得税はゼロという形で対応しています。堺市については、投資額に対し5パーセントの助成、上限額1,800万円、固定資産税・都市計画税・事業所税、5年間5分の4だそうです。神戸市は、投資額に対し3パーセントの助成、上限額5億円、固定資産税・都市計画税5年間、10分の9となっています。福岡市につきましても、土地取得費に対し30パーセント、建物設備投資額に対し10パーセントの助成、上限額30億円、特区につきましても固定資産税・都市計画税3年間ゼロというような制度となっております。次に右側のテナント型ですけれども、千葉市につきましても、法人市民税相当額3年間、プラス2年間2分の1、賃借料1年分2分の1という形、上限はなしと聞いております。堺市につきましても、賃借料2分の1を3年分、上限1,500万円、神戸市につきましても、賃借料4分の1、3年分、上限2,700万円、福岡市は、賃借料3分の1で3年分、上限7,500万円となっております。

次は、諸外国の自治体等における企業誘致支援策ということで、こちらにつきましても、ジェトロの資料から引用したもとのから、読ませていただきます。上の3つがアジア系、下の3つが欧米系となっております。まずは韓国、昌原市（チャンゴン市）は、土地取得に対する補助金、工場等施設建設に対する補助金となっております。また高雄市、中華民国でございますが、民間投資奨励分担金という制度がございます。また、タイのバンコク市におきましても、法人所得税の減免措置、機械、設備の輸入関税の減免措置等を制度としています。米国のサウスカロライナ州ですが、法人所得税の減免措置、職業訓練の提供、インフラの整備があるということでございます。ドイツにつきましても、ノルトライン・ヴェストファーレン州は、工場、研究開発施設建設に対する補助金という形となっております。英国のダーラム州につきましても、補助金ということで、建物建築、賃料、コンサルタント雇用、あるいは地元大学の取組支援ということで、企業との協働研究、冠講座を設定しているということです。

次に、企業立地を取り巻く現状の3つ目ということで、成長分野育成ビジョンを策定しております。平成26年3月に、豊かな市民生活を支える横浜経済の持続的発展を目標に、成長分野育成ビジョンを策定いたしました。このビジョンの中で3つの分野を、成長・発展分野として設定しております。「環境・エネルギー」「健康・医療」「観光・MICE」、この3分野を柱としております。右側の図にございますが、京浜臨海部エリア、都心臨海部エリア、金沢産業団地周辺エリアという3つを産業拠点としておりまして、京浜臨海部エリアにつきましても、研究開発拠点として機能強化をしていきたいと考えています。末広地区につきましても、木原財団の施設や理化学研究所などが立地しており、特区制度を活

用したライフイノベーション関連の企業・研究機能の更なる集積、最先端技術・製品・サービスの開発促進を目指してございます。守屋・恵比須地区につきましては、研究機能への転換による新たな研究開発拠点の形成を目指してございます。また、京浜臨海部エリアでは、環境・エネルギー分野の拠点の形成についても目指しております。都心臨海部エリア、こちらは横浜駅地区、みなとみらい21地区、関内地区等でございますけれども、観光・MICEの強化、あるいは、成長分野の企業集積を図っていきたいと考えてございます。金沢産業団地周辺エリアにつきましては、大学や産業団地等がございますので、住工混在地域からの工場移転、医療関連企業・研究開発機能の集積ということを目指しています。

最後でございます。成果と現状を踏まえた企業立地施策の方向性の検討ということで、これまでの成果、企業立地を取り巻く現状を踏まえまして、新たな企業立地の施策の方向性の検討をしていきたいと思います。左側ですけれども、認定実績92件、市民雇用の増大、市内企業の事業機会の拡大、企業からの高い評価、また、右にございます、企業立地を取り巻く現状ということで、都市間競争の激化、特に東京への投資の集中、成長分野育成ビジョンの策定、こうしたことを受けまして、成果と現状を踏まえた企業立地施策の方向性を今後、検討していきたいと思います。

座長 はい、分かりやすい御説明ありがとうございました。まず、税制調査会の先生方には少し、議事の進め方について説明させていただきます。この議題については、今回、また次回も予定しております。今回は、今御説明いただいた所のこれまでの実績をどう評価するのか、という所の御意見をいただきたいと思っております。それに基づいて、次回27年度以降これをどうやっていくべきか、というのを税の立場から御意見を申し上げるということにさせていただければと思っております。ですので、資料の最後の所で、今後の方向性という所まで御言及をいただきましたが、今回については、今御説明をいただいたこれまでの実績について、我々としてどう評価・判断をするのかという所を中心に、御質問と御意見を頂戴いたしたいと思っております。なので、今回については特に論点は作っておりませんので、どこからいただいても結構です。

〇〇委員が今日から、御参加いただきましたので、少し御説明させていただきます。資料2の7ページについてですが、条例の切り替えのたびに御相談をいただいて、前回は3年前に我々意見をまとめさせていただいたんですけども、特にテナントを呼ぶ場合に何が効くのかという所で、以前から御参加いただいていた先生方御記憶があるかと思っております。法人市民税自体を使った減税というやり方と目安額ということにして助成金というやり方のどっちがいいのかという所を中心に前回は御意見をいただいたところです。それに対して企業側の御意見も税の方がいいとかあるいは助成金の方がいいとか様々ございますけれども、これについて、結果としてどうなのかというところです。ですので、約10年間で特に前回で言うと3年間、この実績をどう評価していくのか、今後にむけてどうすればいいのかというところになります。

いつもながらですが、なんなりと御自由に発言をお願いいたしたいと思っております。どこからでも結構です。

委員 3つあります。1つ目は、8ページです。これまでの実績と成果検証の所です。明らかにこの累計合計が減少しているあたり、これはなぜかという分析をまず1点。

それに関連すると思うんですけども、2点目が、15ページです。企業がどう思っているのかという所で、1番に助成と税軽減とかあるんですけども、その次に多いのがその他という部分です。その他というのはどのような回答が出ているのかというのを教えていただきたいというのが、2つ目です。

最後になりますけれども、17ページ、各都市を比較されて、一覧表にまとめていただい

たのは非常にありがたいと思うんですけども、色々要因はあるとは思いますが。一言には言えないというのは分かるんですけども、あえていうと、並べた都市の中で、成功しているのはどこなのか。その主な要因はなんなのかというのが分かれば教えていただければと思います。

座長 はい、なかなか難しい所もございますけれども、できる範囲でお願いをいたします。

誘致推進課長 まず、スライドの8ページについて、累計がだんだん下がってきていることについてですが、途中で経済的に厳しい時期が、特に第2期のところにございましたことと、東日本大震災が要因だと思います。第1期については、上限額が大きかったということも企業様にとっては魅力があったのかなと思います。それと、経済的な面もあり、第2期、第3期では、投資意欲が下がってきたのかなと思います。私どもとしては、そのように分析をさせていただいております。

次にスライドの15ページでございます。

誘致推進課員 アンケートのその他の意見ですが、千差万別ではありますが、創業の地が横浜だったので、再び選んでいただいたとか、元居た場所が災害に弱い地だったため、例えばみなとみらいがかなり整備されておりますので、防災面で横浜を選んでいただいたという事例がございます。

誘致推進課長 最後にスライドの17ページでございます。他都市との関係でございますが、横浜は、他都市に比べても頑張っていると私どもは思っております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、首都圏、特に千葉・埼玉は、制度的に高めておりますので、そちらに負けない様な形で私どもも、制度あるいは働きかけ、その辺を頑張っていきたいと思っております。特に他都市の中でこれぞというものがあるとは考えておりません。我々としては、横浜に、特に東京の方から本社機能あるいは外資系企業に来ていただくということを目指しております。

座長 先生、何か追加があればどうぞ。

委員 いえ、成功要因ですとか、上手くいっているのがあれば、それをぜひ参考にしたらいいと思ったんですけども、特にそういうことがなければ、横浜独自で一生懸命がんばっていくのかなと思います。

座長 他都市との比較の17ページで言うと、横浜の支援策の方が、手厚いですよね。

誘致推進課長 そう思っております。

座長 その差というのは、あるんですかね。もちろん、どこに立地しますかで、これが決め手ですというのは企業の方も決めにくくて、様々な諸々要因があるわけですが、これ比較すると相当横浜の金額的に言うと、助成にしる、減税にしる、大きいですね。

誘致推進課長 そうですね。千葉が上限なしになっておりますけれども、内容的にはほとんど同じだと考えております。私どもは、助成額が大きいということも一つの要因だと思っておりますし、あるいは横浜の持っている立地要件、東京に近くて、比較的オフィス賃料も安く、コスト減もできる、ということを総合的に判断されて、横浜を選んでいただいていると思っております。

座長 ありがとうございます。中々この辺が難しい所で、我々は助成額等が大きいのはどのように判断するのか。次回以降また頭を悩ませるところです。良い立地条件があるのであれば、もう少し支援を減らしてもいいのかなという気もしますし。

委員 御説明ありがとうございます。今日話をお聞きして、確かに富士ゼロックスがそごうの裏に出来たなど、みなとみらいを中心にここに挙げられている企業が進出してきていることを実感します。2点ほど申し上げたいことがあります。私は、今年から参加しているので、充分把握していない状況でもありますので、今日、提出いただいたデータを客観的に評価をするうえで、今日でなくても結構ですので、提出していただきたい資料がありま

す。10 ページのデータですが、企業が進出すれば住民が増えて、同時に横浜市の事業コストも増えていると思います。例えば、ごみが増えるとか、教育関係の施策コストとか、特に横浜市が頑張っている保育所とかあると思うので、11 ページからの資料を見ると右肩上がりの資料になっているので、前向きな感じに見えますが、客観的にみるとそうとも言い切れないのではないかと、長期的に見るならば、コスト面の増加も見ておいた方がいいと思います。特にずっと横浜市に住む事を想定して誘致するということになると、その方々が高齢化すること、介護や医療などの福祉関係が増えていくと思うので、長期的に見るのであれば、そういうことも勘案して、冷静にみていくという視点は必要になると思います。

2 点目ですが、17 ページで既にご指摘されておりますが、各自治体いろいろな支援策を講じているわけですが、住民の人口規模・財政規模・地勢的条件・地域性の特性など状況が違うとは思いますが、ここでは施策だけ書かれているので、先ほど横浜市の数字が出ていましたが、受注機会の増加など、どこまで調べられるか分からないんですけども、住民がどれくらい増えたかなどの他都市の状況が把握できる数字があるとよいと思います。先ほど認定実績累計の数字が落ちているという話もなさっていましたので、確かに横浜市の実績はよいのですが、各市の認定実績の数字を比べないと、横浜市が際立っていると言いきれないと思います。他自治体と比較できる数値があれば、より客観的に把握できるのかなと思うので、可能でしたら、次回以降提出していただければと思います。よろしく願いいたします。

誘致推進課長 1 点目につきましては、すぐには出てこないとは思いますが、探してみたいと思います。2 点目につきましては、お互いに競争意識が強くて、ホームページなどにも、どうい
座 長

はい、2 点目はなかなか企業秘密の部分が多いので、難しいのかなと思いますけれども、1 点目はどうなのでしょう。財政局と折衝するような場合には当然突っ込まれやすい所にはなってくるのかなとは思いますが。特に今回 13 ページ 14 ページのように個人市民税まで入れてシュミレーションまでされていらっしゃるの、ここまでやると余計に行政需要の方が増えるという話は出てきて、そもそも法人が増えて、法人分の行政需要が増えますよね、という話もでてきますから、さらに個人市民税をいれるとなると、単純に損得をやっ
座 長

今まで、そのような視点が無かったということがあります。今日、出させていただいた資料もあくまで参考で、試算した数字になっておりますので、申し訳ないのですが、私ど
座 長

我々も御協力できるところは御協力したいと思いますので、個人の市民税の入れ方がこれ
座 長

先生がおっしゃられたとおりですので、御指導いただければと思います。

誘致推進課長 座 長 これ、相当複雑な報告書になります。ただ、そこまでやると横浜市は胸張って企業誘致
座 長

できるとおもいます。

委員 シミュレーションの件で、1点お伺いしてもよろしいでしょうか。11ページ、12ページなんですけれども、これ、どういう考え方なんでしょうか。つまり、通常だとですね、企業立地の効果を議論する時には、私たちの学問分野でいうと、その企業が入ってきて本来だとこれだけ税収があがったと、だから、本来の税収額に対して、税金をまけた分がある。これは、私たちの分野だと、タックスエクスペンディチュアといいます。税収を支出するというので、その分をまけたということになるんです。だから、考え方として92件の事業者があるわけですから、その事業者が本来だったら、これだけ入っていて、これだけ減税をしたよというものが、タックスエクスペンディチュアの理論になるわけです。これを見ると、通常の計算で言うと、普通だと、軽減分が、12億円あるので、本来なら、上乗せされた税収分、つまり、48億円くらい入ってきていたことになる。そのうちの12億円をまけていますよということになると、タックスエクスペンディチュアだとこういう計算になるわけですよ。それにプラス助成金がそこに書いてありますとおり23億円助成金を出しているから、収入として入ってきたものが、本当は48億円あったんだけど、12億円まけましたよ、それで残った36億円が収入になってきている。ただし、まけた12億円の支出がプラスされて本来の助成金の23億円にプラスされて、両者を合わせて助成金は35億円ですよ、とそう考えるのが普通だと思うんですよ。そう考えると、一番初めに言っている意味が分からない。支援額と税収額の推移で、23年度で税収額が支援額を上回り、以降はプラスですよ、こういう説明をされるということがどうしても理解できない。

委員 手元の現金の収支はプラスになっているというだけの話ですよ。

委員 それは、政策の効果を考えるという意味ではないです。政策の効果を考えるというのは、そもそもこの企業が来なければどうであったか、ということの効果上明らかにするという話になる時は、収入としては48億円本来、この企業が来ていたら入っていたと、助成額としてここでいう35億円という支援額を与えましたよ、と。こういう風に仕分けをしてそのうちの助成額の分は、23億円で減税の分は12億円で、両方合わせて35億円支援しましたよ、と。そういう効果になりましたよ、という説明をするのであれば、なるほどね、となる。これがなかったのだけれども、支援策があったから、こういう効果が横浜市にはありました、と。いって説明をするので、つまり、これをもって効果があったという評価をするという事自体、何を言っているのかと、という話です。つまり、私が言いたいのはそこです。何を言いたくてこれを言うのかというのが分からないです。これだと、実績と成果検証に使えるんですか、という話です。これが一番言いたいところです。もう少し精査した上でやっていかなくてはいけない。入ってきたのと出て行ったのと差額はこれだけで上乗せがありましたよ、という話は、首をかしげてしまいます。

非常に厳しい事を申して、申し訳ないんですけど、これはやはりきちんとしたこれまでの実績と評価ですから、やっぱりちゃんと明確にして、効果はなんで図るのかというのをもう少し吟味されてその効果の部分のちゃんと計算されて、議論をしていただきたい。

座長 適正な、的確な御意見・御指摘なんですけど、逆に言うとどこまで入れましょうか。これが御相談なんです。効果を何で図るのか。少なくともこの場で言うのは、税収額ということ、あるいは財源増という所で考えると、例えば、従業員が増えると地方消費税交付金が増えますので、どこまで入れるかですよ。どこまで入れるのは入れすぎだという意見も当然出てくると思いますから、どこまで図るのか、なにで図るのかなんです。一番わかりやすいのは、税収として、固定資産税・都市計画税・法人市民税・事業所税の4つ並んでいるやつ、ただ固定にしろ都計にしろ元々なくても入ってくる部分があるわけですから、その部分を差引いて企業が立地したことによる増の分だけ図るのか、という難しい問題も出てくるわけです。ですから、やろうとすると色々定義をきちんとやらないと立地に

よる効果という所が出てこないで、なかなか難しい所があります。ですから、もしもこの表を使うとすれば、その辺をきちんと説明をしたうえで使われるのであれば、しょうがないのかなという気がします。何もなしでバンッとこれが正解ですっていうと、今〇〇委員が御指摘したことは、全くそのとおりで、意味が分からんというのは、全くそのとおりで正しいとなってしまいますので、逆に〇〇委員、どこまで入れたら良いと思いますか。もちろん租税支出のタックスエクスペンディチュアは入れるべきだと思います。

委員 例えば、平成 23 年度は、本来だと、48 億円の税金があり、本当だと 48 億円会社が支出してくれたら、それは来てくれたおかげだから、12 億円減税してあげているんですよ。だけど、純然たる効果としては、36 億円の税金がありましたという説明をされる方が、私どもはすんなり入ってきて、いいんじゃないの、という話になる。そう考えた説明をされる方がいいんじゃないんですか。タックスエクスペンディチュアは、まさにそのとおりです。12 億円の軽減額で、プラスで助成金が 23 億円ある、という風に切り分けて単純に説明したほうが良いと思います。このぐらいの効果がありましたよと言って、分かりやすいと思います。厳しい意見で申し訳ありません。

座長 誰かが厳しい事を言わないといけませんので、ありがとうございます。その外いかがでしょうか。今回は実績の検証になりますので、11 ページから 14 ページあたりまでが中心となるかと思えます。

委員 11 ページの上のグラフについてですが、平成 29 年、30 年から先は効果がゼロですと言っているようなものですね。伸び率がゼロだから。当初のお金使って財政措置している時は、なんとなく税金が増えていっているけれども、財政措置が止まると税金は伸びない。一定の税金しか確保できない。だから、入れたときの財政コストが回収できない。税金の水平のラインに対して、財政措置しているときは、下側になっているから、そのコストを財政措置していないときに、上側になってコストを回収しないといけないのがない。

座長 座委 だから、またやりたいと。

委員 それは、別のスロットですよ。最初のスロットで動いたからこう動きました、と。最初のスロットのものがずっといるんです。簡単に言うと、条例を活用した立地企業 A 社は、みなとみらいにもう 1 軒ビル建てましょうかとは言ってくれない。あるいは、このビルがある限りは、もう 1 回財政措置で新築のビルに対して、とはできない。その場所にはもう建てしまっているから。最初のスロットで動いたものは今動いている。次に新規企業が出てきたら、別のスロットで動きそうだとことは分かります。グラフの中で最初減額している三角形の部分が、その後上に乗っかっていかないとけないのが乗っかっていない。最初にコストかけているけれども、結局安定してしまうと伸び率ゼロになってしまっ

座委 長 中長期でみた時にどこまで収支計算をすべきかですね。

委員 推計ですから、実際はどうなるか分からないと思います。税金ゼロの所を 60 億くらいまでひきあげました、と。そこ三角形で財政措置を打っているわけです。しかし、財政措置が無くなって安定すると 60 億で推移してしまう。本当はそこから税金が伸びてくれないと困る。

座委 長 その他いかがでしょうか。今、〇〇委員の御指摘もその通りだと思います。

委員 8 ページの図に尽きると思います。認定の実績の合計が 56 件、24 件、12 件と半減していく傾向にある中で、どのようにすればいいのかなと思います。手厚いとおっしゃるわりには、なぜ減っているんですかというのが問題だと思います。手厚いなら、件数が多くなっているはずなんです。千葉県では、道路付けがよくなっていて、最近は従業員をあまり

使わないロジスティクスが増えている。それと見比べると、横浜市は、工場を誘致するのが、日本の中でそもそも可能なのか。都市間競争ではなくて、工場が国外に出て行ってしまっているから減っていつているわけで、海外との関係を考えていけないのではないかと。そうすると、やはり、税金が安いだけではなかなか来てくれないので、やはり道路付けの方がいいかもしれない。この企業の誘致の目的がなんなのか。企業を呼ぶのが目的ならそれでいいのかもしれないけれども、後の効果を見ると、雇用についてもウエイトを置いていて従業員増やして、住民を増やすことが目的なんですよ。住民を増やすのであれば、子育て対策とかと抱合せないとたぶん無理ということを個人的には思います。実際に住民が増えている「柏の葉」とか、静岡の「長泉」とか、ピンポイントで人口の伸びがある地域を見ると、子育てに手厚いようです。

座長 ありがとうございます。いつもながら核心部分のお話がでまして、目的が何か常にでくるので、企業誘致、企業誘致といいながら、企業誘致の中でなんなのか。御指摘のように企業を呼ぶことなのか、いやそうじゃないですよ。じゃあなんでしょう。常に繰り返し言われることなので、もし次回また、特にこれは効果にも影響がありますけれども、何をもって達成かというのかを、昔であれば出荷額とかだったんですけども、そういう時代でもない、ではなんだろうということを少し教えていただきたいと思いますので、次回以降またお願いいたします。その外いかがでしょうか。

委員 今回の件と関連していると思うのですが、6ページの下(3)概要の所で、「一定の条件を満たす事業計画を実施する者を認定し」とあるのですが、一定の条件とは例えば雇用要件とかどういふものがあるのか伺いたいのですが。

座長 はい、お願いいたします。前回の時に条件については色々議論した記憶はあります。産業立地調整課 投下資本額であるとか、業種であるとか、そういった所を条例、規則等で定めて、それに応じた場合に適用させていただいています。

委員 それから、雇用者数ですけども、これは正規とか非正規とか区別はしているのですか。非正規が増えている可能性もあると思いますので、そうするとこれで個人市民税をざっくりやるのはリスクが高いと思います。

座長 まさに、御指摘のとおりで、後程申し上げようと思ったんですけども、雇用者の場合に、実をいうとこれは話が大きくて、どういう法人を呼んできたいのかという所にも関わってきますから、本質の部分から枝葉の部分までカバーしてんですけども、どういう業種を呼ぶのか、例えば先ほど〇〇委員からあったロジスティクスですとかあるいは、配送センターみたいなものは、圧倒的に非正規が多いので、その方が来てるのに、個人市民税が、確かに市民ではあるけれど、本当に税収に跳ね返ってくるのかという話にもなりません。そもそもそういうものを呼びたいのか、企業誘致なのかということにもかかってきますので、目的から始まって、条件、次回に送ったほうが時間的にも良いと思います。ぜひ現行の条例の一定の条件と、この先もくろまれているような場合にはどの方向を目指しているのかをパッケージでお出しいただいて、この目的なので、雇用者の増については、こうで、税収については、こうで、かつ横浜に対する経済効果・社会効果はこういったところですよという所を少し包括的に見せいただくと、良いと思います。

誘致推進課長 わかりました。

座長 本日の所は、先ほど申し上げたように効果の検証というところなので、シナリオ的にいうと2通りあって、「今回なかなか頑張っているんで、よかった」というシナリオもあれば、「不満足なんで次回もうちょっと突っ込んでダメなら否定する」というものもあるんですけども、やり方とすると、中間くらいなのかなと、いうところだと思います。なぜかと言

いますと、やはり税制調査会としても、件数の減少・効果をもう少しはっきりと出せないかという2点については、少し懸念をするところです。ぜひ次回そこを明確にさせていただいて、しかも、我々の懸念は、お伝えしましたので、次回以降の計画の中にも反映するようにしていただけると、建設的な議論ができるかなと思います。

誘致推進課長
座 長

わかりました。

以上、よろしく願いいたします。外によろしいでしょうか。それでは、二番目の問題も大変大きな問題でございまして、実は前回1回我々昨年度末に一回やっております、国の方で横浜の市税を取り上げてというところについて、議論をしたいと思っております。これも、今回だけではなくて、次回以降も引き続きまとめていって、国に対して異議なり、あるいは他の指定市と連携を組むなり様々な話に拡大していきたいと思っております。まず本日の所は、事実の確認・現状の整理という所で、調査会の委員の認識を同じレベルにしたいと思っております。事務局からは、現状昨年度から何が起きてきているのかという所を御説明いただければと思います。先生方御存知のように地方法人課税については、先についても、本当に地方法人課税残るのかというぐらいの危機感があります。まずは現状分析をしたうえで、次回以降ですね、将来展望も含めて、今法人課税が無くなったら、何が起きるのかという話も含めてやっていきたい。よろしく願いいたします。本日は、今御説明いたしましたとおり、現状の整理、昨年から国の言っていること、我々が認識していることを少し整理したいと思いますので、まずは御説明の方をお願いいたします。

税制課長

それでは、資料3-1、地方法人課税の在り方についてという標題の資料です。おめくり頂きますと、法人住民税の一部国税化の経過とあります。平成24年8月の税制抜本改革法におきまして、「地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すこと」とされたものですが、具体的には、四角の中にございます、第7条5ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討するとされたものでございます。次のページでございますが、経過の②としまして、具体的には税制改正が行われまして、消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税原資化とするとされたもので、その点線の中ですが、法人住民税法人税割の税率の改正が行われ、道府県民税については、5.0%から3.2%、標準税率の場合ですが、▲1.8%、市町村民税については、同じく▲2.6%、併せて▲4.4%引き下げとなったものが、地方法人税の創設として国税として創設されたということです。さらに平成26年度与党税制改正大綱におきましては、消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税、譲与税これは県税にかかるものですが、これを廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討するとして、これを図式化したものが次のページになります。26年度税制改正による地方法人課税見直しのスキームということで、左側にございますのが、法人住民税。右側の方が地方法人特別税あるいは譲与税に関するものということで、左から御説明いたしますと、法人住民税は全体で2.3兆円ございました。これが地方法人税として国税化した時に、0.6兆円、これが地方交付税の原資とするとされました。一方右側ですが、上の段で法人事業税が2.5兆円、既に地方法人特別税として1.8兆円ありました。これは、地方法人特別譲与税として配られてたものになります。これは改正後におきましては、下の段ですが、地方法人特別税が1/3減少いたしまして、1.2兆円に減っております。つまり1/3復元されまして、その分法人事業税に上乘せされているということになります。従いまして、ここで0.6兆円というものが、左側の法人住民税の一部国税化

の 0.6 兆円とちょうど見合うものになっているというスキームになっております。これにつきまして最近となりますが、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太方針において、さらに一部国税化と併せて法人実効税率についても議論が及んでおりまして、その次の資料でございますが、日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることをめざし、成長志向に重点を置いた法人改革を着手することとされまして、数年で法人実効税率を 20% 台まで引き下げることとを旨とする。この引下げは、来年度から開始するとされました。ただし、財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020 年度の基礎的財政支出黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。そういった所がこれまでの流れでございます。次の資料には、本市における様々な制度改正の影響額を試算したものを、これはあくまでも先ほど説明いたしました平成 26 年度の税収の見込み額をもとにしたもので平年度ベースにしたものになりますが、地方消費税の税率の引上げにつきましては、8% 段階において▲240 億円、10% 段階においては▲400 億円と試算しております。また法人住民税の一部国税化による減収は、8% 段階において▲100 億円、10% 段階では、さらに 200 億円下がって、▲300 億円という数字になります。また、さらに実効税率の引下げについては、1% 引き下げると約 20 億円の減収となるという風になります。以上が、資料 3-1 の説明となります。

その後、資料 3-2 につきましては、前回御議論いただきました報告書の内容を抜粋版としてまとめたものになりますので、委員の皆様は御承知だと思いますので、説明の方は割愛させていただきます。

最後に資料 3-3 の資料につきましては、A 3 の資料ですけれども、これは色々な団体に要望をしております。その主な内容ということで、記載したのですが、代表的なものだけ御紹介いたしますと、一番上に団体名横浜市とあります。6 月 23 日にまとめたものを地方法人税、法人住民税一部国税化に関しては、平成 26 年度税制改正で、地方税の一部国税化して、地方間の税収の調整を行うものとして創設された地方法人税については、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反することから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に還元すべき、とこのような要望をしております。また、その右、法人実効税率の引き下げに関しましては、また、国において法人税の実効税率引下げの議論が行われているところであるが、仮に引下げ等を行うこととした場合においては、法人住民税が市町村の基幹税目として重要な役割を果たしているものであるため、法人住民税が減収とならないよう制度設計を行うべきであると、このような意見を発出しております。以下、指定都市市長会とかほぼ同様の要望をしているのが見て取れます。

座 長 ありがとうございます。時間が少し押しておりますので、簡単にいきたいと思いますけれども、3-2 の表裏一枚紙については、3 月の時点で我々が取りまとめた報告書の一部です。一応整理はしておりますので、お時間がある時に御覧いただければと思います。税金の地方税の国税化の問題と財政調整という問題とくっついて考えると、事態の把握が難しいし、騙されるような気持ちが強くなるので、分けて考えましょうというのが前回申し上げたところでした。それにしたがついて本日の所は、先ほど申し上げたように事態の整理、理解という所だけでいいと思っております。御質問いただければ、と思っておりますが、私の方からまず、横浜市に限って言うと、国税化と地方消費税交付金の増を見ると、得になって

しまっている。

税制課長 今回交付税の影響につきましては、まだ試算が充分ではありませんので、次回以降に、できる範囲でお示ししていきたいと思います。

座長 まず、住民税の一部国税化で、収入額が減った分は、需要額が減額していますよね。そこから交付税額が影響しますね。

委員 そうです。

座長 まずは、地方交付税の金額として基本財政収入額が6000億減っていますから、基本財政需要額も削っているはずなんです。この6000億何を削ったのかにもよりますが、ここから横浜市にきている交付税が減る可能性がある。それから地方消費税交付金は、見込み通り増えるという要因がある。もう一つは、国税化された市民税の増減の加減にもよりますが、おおよそこの10%、来年になったとして、平年度300億になる、というこの三つのパーツでどう動くのかということです。これはただし、横浜市の損得だけなので、事態の本質は、我々気になっていて、もっと大事な本質の部分を考えなければいけない、ということです。

主税部長 交付税がどのくらい影響してくるかというのは、調べてみたいと思うんですけども、今回の国のフレームでは、地方の偏在是正をしようという訳で、個別の地方団体の税収を交付税の原資に吸い上げたわけです。それを考えますと、その検討過程でみますと、都市部を中心に、法人住民税が偏在している、これを交付税の原資とすることによって、偏在是正をするという理屈です。比較的地方の公共団体に交付税として配っていかないと、理屈が合わないという訳です。

委員 今のは、全体でという話ですよ。

主税部長 そうです。

委員 この、今回の税制改正の部分の見合いの話では、正味ではプラスになっているわけです。だけど、そこをプラスでいいかどうかの話は別にあって、交付金として手を縛られて渡してもらうよりも、独自財源というか、自前で地方税法に基づいて取れば済む話なのに、地方分権だと言っておきながら、手を縛るのは矛盾しているというのはあるかもしれないです。

座長 ○○委員がおっしゃるように、先ほども説明があったように地方消費税がどうしても社会保障に、一応充てていますので、ここをどう考えるか。しかも、我々の調査会からすると、税を奪われたということは間違いない。課税権の減少は間違いないですから。このあたりをどう整理するか、次回以降もう少し論点を私の方と事務局とで御相談させていただきたい、御意見をいただきたいと思います。本日の所は、なかなか理解しにくいですから、どう評価していいのか、どう判断していくのか難しいです。色々なことが絡まってきていますので、まずは現状の御説明だけしていただいて理解をしたという所にさせていただきます。

委員 一つ質問よろしいでしょうか。資料3-1のP5の一番下の「法人実効税率1%下げる」とありますが、内訳はわかりますか。今の地方住民税と国の法人税の税率と二段階になっていて、その比率で1%下げたのか。1%は全部国が持ってくれるという事でしょうか。そうではないですよ。20億減ると言っているんだから。何かで計算していると思うのですか。案分しているのかそれとも全部地方が引き受けましたと、1%下げたのは地方の部分で下げて国の法人税の部分は下げていませんという話なのか。どういう内訳になっているのでしょうか。

主税部長 いわゆる実効税率の議論が、国でやっておりますけれども、一定の式が示されておまして、それを基に試算しますと、法人税の表面税率0.7%くらい下げると、トータルで1%

実効税率が下がる。

- 委員 それじゃあ、トータルでやっているんですね。
- 主税部長 法人税の税率を下げると自動的に法人住民税も下がります。
- 座長 法人税のやつも跳ね返って帰ってくるということですね。
- 主税部長 そうです。
- 委員 そうすると、20%台に、実効税率 25.5%にするととなると、200 億くらい減収になるという話ですよ。
- 主税部長 そういうことになります。1%相当が約 20 億円で、5%で 100 億円となります。
- 委員 それは地方の税率下げずに国の税率を下げれば良いという話です。一番都合のいい話はそう。
- 主税部長 そのとおりです。
- 委員 ありがとうございます。
- 座長 中々そこの先読みは難しいですけども。
- 委員 もちろんそのとおりです。
- 委員 一点だけ。26 年度の税制改正の課税見直しのスキームは、見合いになっているので、基本的には見合いのはずなんです。資料 3-1 の P 5 で議論をするのであれば、横浜市の場合に法人住民税を交付税化する分と、事業税で戻してあげる分があるわけだから、横浜の場合はどうなんですか。プラスマイナスではどうなるんですか。その部分は見ておいた方がいいと思います。
- 主税部長 先生がおっしゃっている事業税は、県税です。県税といわゆる市町村への交付税との影響を考えないといけないということでしょうか。
- 委員 いえ、そんな難しい事を言っているのではなくて、資料 3-1 の P 3 に記載があるとおりで、マクロ的な影響としては、住民税の分が、行った分を事業税の分で特別譲与税の部分を戻しているの、マクロ的には影響は出ないように調整しているはずなんです。総体としてはです。個別の市町村によっては違ってくるかもしれないですけども。その部分は横浜でどうするかを出した方がいいんじゃないんですか、ということです。
- 主税部長 そ直接事業税は横浜では取っていません。
- 委員 東京都とは考え方は違うんですね。
- 主税部長 そのとおりです。
- 座長 東京都の方はよくわかりませんが、普通見合いという、資料 3-1 の P 5 にあるように、地方消費税と住民税減の見合いという説明の仕方になります。ところが東京都の方はさらに市税分と都税分との見合いということを行っているんですね。見合いだらけでどれが見合いだが分からなくなっちゃいますね。
- 主税部長 補足しますと、都道府県の課税権を正規に載せる代わりに、市町村の課税権を削られてしまった、とも見れるのかなと。
- 委員 「見えるかな」ではなく、見えます。そう言った方が正しいです。だから、横浜市は反対しなければいけないんです。
- 座長 ただ、消費税・地方消費税の見合いですから、東京都の部分で相殺されているはず。消費税がきますよね。
- 委員 消費税が来ます。東京都は相当きているはず。だから、市としてはそのことをきちんと言わないといけないでしょ、という話です。
- 座長 はい。次回もう少し事態の整理もやった上で、論点立てさせていただきたいと思います。事務局と頭を悩ませていただきたいと思います。事務局に進行をお返しいたしますので、次回以降のお話があればお願いいたします。

税 制 課 長 ありがとうございました。本日御議論いただきました議事録につきましては、後程、公開させていただきますので、御確認の方よろしくお願ひいたします。次回につきましては、9月 25 日を中心に調整を予定しておりますが、後程御連絡させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。